

平成 2 5 年度第 4 回 防府市子ども・子育て会議資料

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の
設備及び運営に関する基準について

平成 2 6 年 3 月 2 5 日

健康福祉部子育て支援課

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の概要

1 本市の事業（施設）の概要

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、児童福祉法に基づいて行われる事業で、保護者が共働きなどの理由で日中不在により、家庭における保育が出来ない児童のため、下校後におけるこれら児童の集団生活指導を実施し、健全な育成を図ることを目的としています。

現在、本市では、野島小学校を除く各小学校16校においては「留守家庭児童学級」として、また、宮市・右田・牟礼・玉祖の各児童館においては「留守家庭児童クラブ」として実施しています。

	留守家庭児童学級	留守家庭児童クラブ	備考
対象年齢	小学校1年生から3年生まで		
利用料金	月額3,000円、おやつ代1,000円	月額2,500円、おやつ代1,000円	・長期学校休業期は別途加算あり ・減免制度有
開級日	月曜日から土曜日まで（祝日を除く）	月曜日から土曜日まで（祝日を除く）	
開級時間	通常：下校時から午後6時まで 休業日：午前8時から午後6時まで	通常：下校時から午後5時45分まで 休業日：午前8時30分から午後5時45分	
施設数	16校20学級 ※2学級ある学校が4校 （校舎内7施設、敷地内13施設）	4施設	
定員・児童数	・定員 1学級につきおおむね50人以内 ・児童数 1年生：312人 2年生：241人 3年生：138人	・定員 1クラブにつきおおむね20人以上35人以下 ・児童数 1年生：44人 2年生：38人 3年生：26人 4年生：4人	

（平成25年5月1日現在）

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の基準についての基本的な考え方

1 条例制定の背景

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、平成24年8月子ども・子育て関連3法の成立に伴い児童福祉法が改正され、放課後児童クラブの設備及び運営について、厚生労働省令で定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとされています。

新制度は、平成27年4月からスタートする予定となっていることから、平成26年度中に条例制定を行う必要があります。

児童福祉法の定めでは市町村での条例化について、放課後児童健全育成事業に従事する者及び員数については厚生労働省令で定める基準に従い、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌することになっています。

厚生労働省が定める基準は、国の社会保障審議会児童部会に放課後児童クラブの基準に関する専門委員会を設置し、現在検討がされており近々示される予定ですが、平成27年4月1日施行のためには周知期間等を考えますと、遅くとも平成26年9月議会に提出し、議会の議決を得る必要がありますので、その前に本市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準についてご意見をいただくものです。

2 現状の運営基準

平成19年10月19日付、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「放課後児童クラブガイドライン」を基本として運営。

3 条例で定める基準

	事項	法的効果
従うべき基準	<ul style="list-style-type: none">・従事する者（職員）・員数（職員数）	必ず適合しなければならない基準
参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none">・児童の集団の規模・施設・設備・開所日数・開所時間・その他の基準	十分参照しなければならない基準

○ 国が定める基準は、厚生労働省が示す「放課後児童クラブガイドライン」のほか、国庫補助の交付基準などを基本として検討が行われている。

国の示す基準に対する本市の基準（案）とその考え方

	国の示す基準の内容（対応方針案）（厚生労働省令）	従／参	本市の基準案	基準に対する本市の考え方
従事する者 （職員）	<p>① 資格</p> <p>次のいずれかに該当し、都道府県知事が行う研修を修了したものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育士資格のある者 2 社会福祉士資格のある者 3 高等学校卒業等者で2年以上児童福祉事業に従事したもの 4 教員免許のある者 5 大学において、社会福祉学、心理学、教育学等を修習し、卒業した者 6 大学において、社会福祉学、心理学、教育学等を修習し、大学院への入学が認められた者 7 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学等を修習し、卒業した者 8 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学等を修習し、卒業した者 9 高等学校卒業等者で2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事し、市町村長が適当と認めたもの 	従	⇒省令どおり	<p>本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を本市の基準とする。</p> <p>◆本市の現状</p> <p>指導員：教員免許（幼稚園含む）、又は保育士資格のある者</p> <p>指導員補助：特に問わない</p>
	<p>② 現に従事している無資格者に経過措置を設ける。 （平成32年3月31日まで）</p>	従	⇒省令どおり	

	国の示す基準の内容（対応方針案）（厚生労働省令）	従／参	本市の基準案	基準に対する本市の考え方
員数（職員数）	① 1クラスにつき職員を2名以上配置し、1名を除き、補助員とすることができる。	従	⇒省令どおり	<p>本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を本市の基準とする。</p> <p>◆本市の現状</p> <p>1施設当たり指導員（有資格者）を3人配置し、ローテーションにより2人勤務。長期休業期間については、指導員補助（資格を問わないもの）を1人追加配置（実勤務は2人ずつ）。</p> <p>また配慮を要する児童の受け入れ等、必要がある場合は指導員補助を追加配置。</p>
	② 小規模クラス（20人未満）の員数については、2人以上を原則とするが、併設施設の職員が兼務可能な場合は1人でも可とする。ただし、専任の職員は有資格者とする。	従	⇒省令どおり	
	③ 職員は専任とする。ただし、支障がない場合は、この限りではない。	従	⇒省令どおり	
児童の集団の規模	① 1つの集団（クラス）の規模は、おおむね40人までとする。	参	⇒省令どおり（必要に応じ、特例措置等を検討）	<p>国の基準に合わせることが望ましいが、現在、本市において、おおむね50人までで運営を行っており、新たな待機が発生することとなることから、必要に応じ、特例措置等の検討を行う。</p> <p>◆本市の現状</p> <p>留守家庭児童学級：1施設当たり、おおむね50人以内。</p> <p>ただし、華浦、新田、中関、華城留守家庭児童学級の定員は、おおむね100人以内（児童を50人ずつの集団に分けている）。</p> <p>留守家庭児童クラブ：1施設当たり、おおむね35人以内。</p>
	② おおむね40人を超えるクラブについては、児童を複数の集団に分けて対応するように努める。	参	⇒省令どおり	
	③ 児童数は、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数とする。	参	⇒省令どおり	
施設・設備	① 専用区画（遊び及び生活の場、静養するための機能を備えた区画）を設ける。ただし、支障がない場合はこの限りではない。	参	⇒省令どおり	<p>本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を本市の基準とする。</p>

	国の示す基準の内容（対応方針案）（厚生労働省令）	従／参	本市の基準案	基準に対する本市の考え方									
	② 専用区画の面積は、児童1人当たりおおむね 1.65㎡以上とする。	参	⇒省令どおり (必要に応じ、特例措置等も検討)	<p>国基準を本市の基準とするが、一部では、定員超過の状態にあることから、必要に応じ特例措置等について検討を行う。</p> <p>◆本市の現状</p> <p>現在、面積要件を設けず、受け入れは定員の1割増しまでを目安としている。</p> <p>全ての施設を 1.65㎡/人で設定すると、現在の定員から 130人減少し、定員超過による受け入れ不承諾が 34人追加で発生する。</p> <p>児童1人当たりの面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>面積</th> <th>定員から</th> <th>受入児童数から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.65㎡以上</td> <td>6か所</td> <td>18か所</td> </tr> <tr> <td>1.65㎡未満</td> <td>18か所</td> <td>6か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成25年度当初入所時点において)</p>	面積	定員から	受入児童数から	1.65㎡以上	6か所	18か所	1.65㎡未満	18か所	6か所
面積	定員から	受入児童数から											
1.65㎡以上	6か所	18か所											
1.65㎡未満	18か所	6か所											
開所日数	① 年間250日以上を原則とする	参	⇒省令どおり	<p>本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を本市の基準とする。</p> <p>◆本市の現状</p> <p>月曜日から土曜日まで。 (祝日及び年末年始、市長が特に定めた日を除く)</p>									

	国の示す基準の内容（対応方針案）（厚生労働省令）	従／参	本市の基準案	基準に対する本市の考え方
開所時間	① 平日 3 時間以上、休日 8 時間以上を原則とする。	参	⇒省令どおり	<p>本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を本市の基準とする。</p> <p>◆本市の現状</p> <p>留守家庭児童学級</p> <p>授業を行う日：授業終了時から午後 6 時まで</p> <p>授業を行わない日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土曜日 午前 8 時から午後 6 時まで ・長期休業日 午前 8 時から午後 1 時まで <p>※保護者からの申込みにより、午後 6 時まで延長</p> <p>留守家庭児童クラブ</p> <p>授業を行う日：授業終了時から午後 5 時 45 分まで</p> <p>授業を行わない日：午前 8 時 30 分から午後 5 時 45 分まで</p> <p>※長期休業日においては授業を行わない日と同じ</p>
その他の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・「差別的取り扱いの禁止」 ・「虐待等の禁止」 ・「衛生管理の対応」 ・「秘密保持」 ・「苦情への対応」 ・「保護者、小学校等との連携等」 ・「事故発生時の対応」 <p>等</p>	参	⇒省令どおりとするが、基準を追加する	<p>本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を本市の基準とするが、暴力団排除に関する規定及び犯罪被害者等の支援に関する規定の追加を検討したい。</p> <p>防府市暴力団排除条例(平成 23 年条例第 21 号)</p> <p>防府市犯罪被害者等支援条例(平成 24 年条例第 38 号)</p>

(参考)

◆ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第38条

(職員)

第三十八条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

二 保育士の資格を有する者

三 社会福祉士の資格を有する者

四 学校教育法 の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項 の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

五 学校教育法 の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

六 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事）が適当と認めたもの

イ 学校教育法 の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ロ 学校教育法 の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項 の規定により大学院への入学が認められた者

ハ 学校教育法 の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

◆ 放課後児童健全育成事業の設備及運営に関する基準（案）のうち、職員の資格に関する事項

放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

- 一 保育士の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（以下この項において「高等学校卒業業者等」という。）であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- 五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 九 高等学校卒業業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの